

(2) SCAPIN-677と外務省作成の英文説明資料について

藤井 賢二

1951年9月8日に調印されて翌年4月28日に発効したサンフランシスコ平和条約で、竹島が日本領であることに変わりはない。にもかかわらず、韓国はこの事実を認めようとしない。本稿では、第1部でSCAPIN-677を、第2部でSCAPIN-677に対応して1947年に日本外務省が作成したMinor islands adjacent to Japan properと題された英文説明資料を検討する。それにより、サンフランシスコ平和条約に関する韓国の主張の誤りを指摘したい。第1部は2023年8月30日に、第2部は2024年4月4日に島根県Web竹島問題研究所に掲載した拙稿に加筆したものである。

第1部:新資料から検討するSCAPIN-677

要旨

- (1)戦後日本が占領されていた時期に、竹島を日本政府の行政区域から一時的に除外した連合国軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）の覚書＝SCAPIN-677は、韓国の竹島領有主張における主要な根拠の一つである。このSCAPIN-677の作成過程を新資料で検討し、次の結論を得た。
- (2)SCAPIN-677で竹島が位置づけられた「日本の範囲から除かれる地域」の設定は、総選挙の準備作業を指導する中で行われた、連合国軍による軍政庁の占領下にあつて総司令部の管轄が及ばない地域があるという現実に対応した暫定的な措置であった。SCAPIN-677は他国に対して発せられたものではなく、韓国の竹島領有根拠にはなりえない。
- (3)SCAPIN-677では、「竹島」は「日本の範囲から除かれる地域」に含まれ、「朝鮮」は「日本帝国政府の政治上および行政上の管轄権から特に除外される地域」の一つである。両者は異なる内容の項目に分類されており、「竹島」は「朝鮮」に含まれない。この点からも、SCAPIN-677は韓国の竹島領有根拠にはなりえない。

①韓国政府の主張におけるSCAPIN-677

韓国政府外交部は広報冊子『韓国の美しい島、独島』¹で、「第二次世界大戦の終了後、独島は韓国の元に戻り、大韓民国政府は確固たる領土主権を行使しています」と自国の竹島（韓国名「独島」）領有根拠を主張している（11頁）。この主張で重要な位置を占めるのが、戦後日本が占領されていた時期に竹島を日本政府の行政区域から一時的に除外した SCAPIN-677 であることは、次の説明（28～30頁）でわかる（(1)～(4)の番号は筆者（藤井）が付記した）。

- (1)1943年12月1日、終戦後の日本の領土に関する連合国の基本方針を明らかにしたカイロ宣言は、「日本は暴力と貪欲によって奪い取ったすべての地域から追放される」と規定しています。（略）
- (2)終戦後、連合国最高司令官総司令部は、1946年1月29日、連合国最高司令官覚書(SCAPIN)第677号を通じて独島を日本の統治・行政範囲から切り離しました。同覚書は、第3項で日本

¹ <https://dokdo.mofa.go.kr/jp/pds/pdf.jsp>。2023年7月16日最終閲覧。

が統治権を行使できる地域は「本州、九州、北海道、四国の四つの主要島嶼と約1千の隣接する小島嶼」とし、日本の領域から「鬱陵島、リアンクール岩(独島)と済州島は除外される」と規定しています。(略)

(3)1951年のサンフランシスコ平和条約は、第2条(a)で「日本は韓国の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む韓国に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と規定しています。(略) 同条項に独島が直接明示されていないからといって、独島が日本から切り離される韓国の領土に含まれていないことを意味するわけではありません。

(4)1943年のカイロ宣言及び、1946年の連合国最高司令官覚書(SCAPIN)第677号などに示されている連合国の意思を踏まえると、同条約によって日本から切り離される韓国の領土には当然独島が含まれていると見るべきです。

以上をまとめると次のとおりである。①「戦後の日本の領土に関する連合国の基本方針」を示したカイロ宣言には「日本は暴力と貪欲によって奪い取ったすべての地域から追放される」とある。②日本を占領したGHQ/SCAP(以下「総司令部」と略記)の覚書であるSCAPIN-677で竹島は日本の統治・行政範囲から除かれた。③サンフランシスコ平和条約(以下「平和条約」と略記)で竹島は韓国領と明記されていないが、それは竹島が韓国領ではないという意味ではない。④カイロ宣言とSCAPIN-677に示された「連合国の意思」を踏まえれば、同条約は竹島を韓国領としてしているとみるべきだ。要するに、竹島は、日本の「暴力と貪欲によって」奪われた朝鮮の島なので、日本の朝鮮統治終了後SCAPIN-677で元に戻された。平和条約はSCAPIN-677が示すそのような「連合国の意思」を再確認したのだという主張である。

韓国にとってSCAPIN-677の利用価値が大きいことは、小学校社会科の国定教科書で「独島が我が国の領土であることがわかる資料」の一つとして掲載されていた²ことでもわかる。そこで、本稿では最近発掘された資料を利用して、SCAPIN-677が竹島を韓国領とする根拠にはならないことを再確認したい。

②SCAPIN-677は総司令部民政局が作成

総司令部は、日本の政府や漁業者の請願により、1949年9月19日付SCAPIN-2046で、1946年6月22日付SCAPIN-1033で定められていた日本漁船の操業許可区域(区域の境界線がいわゆるマッকারサーライン)を拡大した。この操業許可区域の拡大を、領海や戦前から国際的に論議されてきた漁業管轄権(漁業活動を沿岸国のみが管轄できる権利)の拡大と誤解して、ノルウェー駐日代表部や米国の国際法学者が総司令部に説明を求めた。問合せに対応する中で行われた、1950年4月11日付の天然資源局から外交局への報告に、「1946年1月29日付のSCAPIN-677は、若干の外郭区域を政治上および行政上日本から切り離すことに関わる。このSCAPINは民政局が起草者なのだから、民政局によるこの問題について情報追加が可能だろう(SCAPIN 677, 29 January 1946 concerns the governmental and administrative separation of certain outlying areas from Japan. Since this SCAPIN was originated by GS, it may be that GS can furnish additional information on this subject.)」という一節がある³。SCAPIN-677は総司令部の民政局(GS=Government Section)で作成されたという証言を含む資料

²釜山教育大学校国定図書編纂委員会編『初等学校5～6学年群 社会6-2』(2020年8月)95頁。現在の検定制の下でも、教学社版(2022年8月検定)(95頁)と金星出版社版(同前)(87頁)での利用が確認される。

³1950-52: 322.2 Boundary Waters (国立国会図書館憲政資料室「在日米国外使館領事館・政治顧問部文書」)

が発掘されたのである。

民政局の「主要な任務は、最高司令官に対して、統治行政のほか経済・社会・文化の全般的非軍事化・民主化政策について助言することであった」⁴。SCAIN-677 は日本の国内問題に対応する部署で作成されたことを記憶しておきたい。

③SCAPIN-677 作成は総選挙準備作業が関係

民政局が残した資料に、Outlying Areas of Japan & Areas File Underwherein Elections May Be Held というファイルがあり⁵、1946 年に予定されていた第 22 回衆議院議員総選挙（実際には 4 月 10 日実施）の準備のために日本側が行った要請に対して総司令部が検討を行った文書が収められている。この中に SCAPIN-677 の草案があり、SCAPIN-677 は日本政府の総選挙の準備作業を指導する中で作成されたことがわかる。

1945 年 10 月 29 日付で日本政府が総司令部に提出した「船舶の航行が禁止されている地域における総選挙」（60～61 コマ）で、日本政府は伊豆七島、奄美大島、齒舞村について選挙実施準備の考慮を要請した。この申し入れに対応して民政局と総司令部内各部署、とりわけ参謀長(Chief of Staff)との意見交換が行われた。

同年 12 月に民政局長に就任したホイットニー（Courtney Whitney 日本国憲法の草案作成を指揮したことで知られる）のもとで、日本政府への回答が作成された。1945 年 12 月 24 日付の参謀長宛文書（144～145 コマ）では、次の留意事項が列挙された。

1. 日本政府は、総司令部の許可が得られ次第、衆議院総選挙を実施することを提議している。
2. 様々な候補の選出や選挙運動に必ず先立つ行政上の準備期間は、選挙そのものよりも相当前に始まるである。短い選挙運動期間は現職には望ましいが、長い期間は対立候補に有利だろう。
3. 正確で最終的な日本の境界はまだ明らかになっていない。JCS1380/15 の 1 (b)項で日本をさして、主要な四島と「対馬を含む約 1 千の隣接小諸島」と言っているのが、今まで明らかになったもっとも確かな境界である。
4. JCS1380/15 の 4 (d)項の行政上日本からの分離が求められる地域に加えて、次に述べる地域が、先述の軍事的指揮下にある部隊によって占領されている
 - a. 口之島を含む北緯 30 度以南の琉球諸島は太平洋艦隊総司令官の下で軍政庁の行政が行われている。
 - b. 大島と八丈島を含む伊豆諸島もまた太平洋艦隊総司令官の下で軍政庁の行政が行われている。
 - c. 北海道の東端の北東にある水晶、勇留、志発、多楽、及び秋勇留を含む齒舞村の島々はロシア軍に占領されている。
5. 日本政府は沖縄県と千島列島での選挙の実施を「現在の状況の下」では放棄すると述べた。
6. 総司令部とは異なる連合国軍の支配下にある地域での選挙の実施は、調整する上で深刻な問題をもた

（以下「FSP」と略記）請求記号 FSP 0561）。原資料は NARA, RG84 Office of the U. S. Political Advisor for Japan, Tokyo Box No.7 Folder No.11。

⁴竹前栄治他編『GHQ 日本占領史 第 1 巻 GHQ 日本占領史序説』（日本図書センター 1996 年 2 月 東京）43 頁。

⁵国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧可能。<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8837593>。原資料は NARA, GHQ/SCAP Records(RG331), Box no.2032。このファイルについては福永文夫編『GHQ 民政局資料「占領改革」選挙法・政治資金規正法』（丸善 1997 年 11 月 東京）中に同氏の解説（「(2)総選挙の実施地域」）があり、本稿作成にあたって筆者（藤井）は参考にした。

らす。

7. 日本政府は、選挙用資材の発送が許可されるか拒絶されるかを日本の最終的な境界に関する連合国軍の方針を示唆するものと解釈するかもしれない。

「JCS1380/15」とは、統合参謀本部（JCS=Joint Chiefs of Staff、米軍における最高機関）が 1945 年 11 月 3 日付で承認した「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」のことである（以下「基本的指令」と略記）。「基本的指令」の中で本稿に関係する部分を次の【表 1】で示す。

【表 1】

1. この指令の目的及び範囲 (b)この指令にいう日本は、次のものを含むものと定められる。日本の主要な四島、すなわち北海道(エゾ)、本州、九州、四国及び対馬を含む約 1 千の隣接小諸島。
4. 日本に対する軍事的権限の確立 (d)貴官は、(1)1914 年世界大戦開始以後日本が委任統治その他の方法によって奪取又は占領した太平洋諸島の全部、(2)満洲、台湾、澎湖諸島、(3)朝鮮、(4)樺太及び(5)今後の指令に指定されることがある他の地域の日本からの完全な政治上および行政上の分離を実施するために適当な措置を日本において執る。

「1. この指令の目的及び範囲」にある「約 1 千の隣接小諸島」の定義は明らかではなかった。それに加えて総司令部以外の軍隊に占領されている島々があった。それらの地域での選挙の実施は重大な問題をもたらすとホイットニーは懸念した。

このような留意事項をふまえた上でホイットニーは、「選挙が許可される地域は、最終的な境界とは関わりなく、総司令部の管理下にある地域に限定される」という方針を提案した。そして、選挙実施許可の地域か否かは日本の境界の最終決定ではないことを日本政府に認識させる必要があると述べた。

④SCAPIN-677 の作成と「基本的指令」

1946 年 1 月 5 日付のホイットニーから参謀長宛文書（17～19 コマ）は、「基本的指令」の「4.日本に対する軍事的権限の確立」（d）項の「日本からの完全な政治上および行政上の分離を実施するために適当な措置を日本において執る」に対応して、SCAPIN-677 の草案（22～23 コマ）を添付して提案したものであった。

SCAPIN-677 の草案と成案に違いはほとんどない⁶。1 項と 2 項では、日本帝国政府が日本国外の政府の官吏や雇用員に対して政治上または行政上の権力行使および通信を行うことが禁止された。そして、3 項と 4 項が「基本的指令」に対応した内容である。次の【表 2】はそれを表示したもので、1946 年 1 月 5 日付文書の II（留意点）にあるホイットニーの説明を付記した。

⁶SCAPIN-677 成案では、草案 9 段落の“Receipt of this directive will be acknowledged”が削除されている。

【表 2】

SCAPIN-677	ホイットニーの説明	「基本的指令」の関係箇所
[3 項前半] 「日本の範囲に含まれる地域」 日本の四主要島嶼（北海道、本州、四国、九州）と、対馬、北緯 30 度以北の琉球（南西）諸島（口之島を除く）を含む約 1 千の隣接小諸島	総司令部の管轄下にある地域に相当する。（Ⅱの第 4 段落）	[1. この指令の目的及び範囲] (b)この指令にいう日本は、次のものを含むものと定められる。日本の主要な四島、すなわち北海道(エゾ)、本州、九州、四国及び対馬を含む約 1 千の隣接小諸島。
[3 項後半] 「日本の範囲から除かれる地域」 (a)鬱陵島、竹島、济州島、(b)北緯 30 度以南の琉球（南西）列島（口之島を含む）、伊豆、南方、小笠原、硫黄群島、及び大東群島、沖ノ鳥島、南鳥島、中ノ鳥島を含むその他の外廓太平洋全諸島。(c)千島列島、齒舞群島（水晶、勇留、秋勇留、志発、多楽島を含む）、色丹島	「基本的指令」に明確な説明はない。連合国軍による軍政庁の占領下にある地域である。連合国軍とは、(a)は第 24 軍団、(b)は太平洋艦隊総司令官、(c)はソ連軍。（Ⅱの第 3 段落）	
[4 項] 「日本帝国政府の政治上および行政上の管轄権から特に除外される地域」 (1)1914 年世界大戦開始以後日本が委任統治その他の方法によって奪取又は占領した太平洋諸島の全部、(2)満洲、台湾、澎湖諸島、(3)朝鮮、(4)樺太	「基本的指令」の[4.日本に対する軍事的権限の確立]で「日本からの完全な政治上および行政上の分離を実施する」として明確な説明がある。（Ⅱの第 2 段落）	[4.日本に対する軍事的権限の確立] (d)貴官は、(1)1914 年世界大戦開始以後日本が委任統治その他の方法によって奪取又は占領した太平洋諸島の全部、(2)満洲、台湾、澎湖諸島、(3)朝鮮、(4)樺太及び(5)今後の指令に指定されることのある他の地域の日本からの完全な政治上および行政上の分離を実施するために適当な措置を日本において執る。

3 項前半の「日本の範囲に含まれる地域」は、「基本的指令」の「1. この指令の目的及び範囲」(b)項の日本を構成する諸地域から、太平洋艦隊総司令官の占領下にある「口之島を含む北緯 30 度以南の琉球諸島」を除いたものであった。ホイットニーは、これらの地域が日本政府の政治上および行政上の権力が及ぶ限度であることは行政面で望ましいと述べた。

3 項後半の「日本の範囲から除かれる地域」とされた(a)～(c)の三つの地域について、「基本的指令」に明確な説明はなく、連合国軍による軍政庁の占領下にある地域であるとホイットニーは説明した。そして、これらの地域に日本政府の政治上および行政上の権力が及ぶことはこれらの軍政庁

の存在との整合性がないと述べた。

それまでの民政局の論議にはなかった「(a)鬱陵島、竹島、濟州島」がここで登場した理由は、現状では明らかでない。平和条約第2条 a 項「日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」によって朝鮮に帰属した濟州島と鬱陵島が、SCAPIN-677 では「朝鮮」が含まれる「日本帝国政府の政治上および行政上の管轄権から特に除外される地域」ではないことには、違和感が持たれるかもしれない。しかし、1947年の英連邦キャンベラ会議で濟州島の帰属をめぐる論議があった⁷ように、日本の統治終了直後の時点では、これらの島々の帰属は確定していたわけではなかった。

なお、「鬱陵島、竹島、濟州島」の英語表記が、SCAPIN-677 草案は「Utsuryo, Take and Quelpart (Saishu) Islands」であったのが、SCAPIN-677 成案では「Utsuryo (Ullung) Island, Liancourt Rocks (Take Island) and Quelpart (Saishu or Cheju) Island」と、鬱陵島と濟州島のみに朝鮮語の呼称が加わった。総司令部にとって「独島」という呼称は存在しなかった。

4 項の「日本帝国政府の政治上および行政上の管轄権から特に除外される地域」について、ホイットニーは「基本的指令」の「4.日本に対する軍事的権限の確立」(d)項の「日本からの完全な政治上および行政上の分離を実施する」地域を明らかにしたものと説明したが、(d)項の「(5)今後の指令に指定されることのある他の地域」は除外されている。

こうして見ると、SCAPIN-677 では、「朝鮮」は〔4 項〕の「日本帝国政府の政治上および行政上の管轄権から特に除外される地域」の一つであり、「竹島」は〔3 項後半〕の「日本の範囲から除かれる地域」に含まれ、両者は異なる概念で位置づけられている。よって、竹島は日本に奪われた朝鮮の島なので SCAPIN-677 で元に戻されたなどということは成り立たない。

⑤SCAPIN-677 をめぐる論争と新資料

韓国政府は1952年1月18日付で李承晩ライン宣言(正式名称「隣接海洋に対する主権に関する宣言」)を発し、竹島を含む広大な海域に対する主権を持つと主張した。日本政府は同月28日付でこの宣言に抗議し、竹島問題が発生した。同年2月12日付で韓国政府が反論すると、同年4月25日付で日本政府は再反論した。韓国政府の1952年2月12日付反論での竹島領有根拠は SCAPIN-677 と SCAPIN-1033 しかなく、翌年9月9日付で日本政府に送付された第1回韓国側見解で主張されたような歴史的根拠は述べられていなかった。

日本政府は1952年4月25日付再反論と1953年7月13日付第1回見解で、SCAPIN-677 の6 項に「この指令中の条項はいずれも、ポツダム宣言中の第八項(「日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州、四国及吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」 - 藤井補注 -)にある諸小島の最終的決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈されてはならない」とあることを指摘した。領土の最終的な決定は平和条約で行われたのであって SCAPIN-677 は根拠にならないと主張したのである。

第1回見解での日本政府の主張に対応して韓国政府内で論議が行われたが、そこには SCAPIN-677 について「日本側主張(最終的な領土の画定を意味しないという主張)は是認できる主張なので、当時の米国側の意思が独島を言外に韓国に帰属させようとしたことにあったと推定できる程度の主張がよい」という意見があった⁸ことは注目される。

⁷拙稿「対日講和条約と竹島 - 英国国立公文書館所蔵資料の検討 - 」（『島嶼研究ジャーナル』8・2 島嶼資料センター 2019年3月 東京）107～108頁。

⁸韓国外交史料館所蔵「独島問題,1952-53」（分類番号:743.11JA 登録番号:4565 制作年度:1953 政務局第一課

日本政府の主張に反論できなかった韓国政府は、1959年1月7日付第3回見解で「連合国の日本領土の処理はカイロ宣言と対日平和条約に至る一連の国際文書に依拠した」、「独島の処理はポツダム宣言から（1947年7月11日に極東委員会が発表した - 藤井補注 - ）「降伏後の対日基本政策」に至る一連の文書によって理解されねばならず、そのような用意なしに SCAPIN-677 の第6項だけで全体を歪曲しようとする日本の態度は不当なものだ」と日本を非難した。これは、竹島は、日本の「暴力と貪欲によって」奪われた朝鮮の島なので、日本の朝鮮統治終了後 SCAPIN-677 で元に戻された。平和条約は SCAPIN-677 が示すそのような「連合国の意思」を再確認したのだという、現在の韓国政府の主張と共通する。

しかし、新資料で確認したように、SCAPIN-677 で竹島が位置づけられた「日本の範囲から除かれる地域」の設定は、総選挙の準備作業を指導する中で、総司令部の管轄が及ばない地域があるという現実に対応した暫定的な措置であって、SCAPIN-677 は他国に対して発せられたものではない。韓国政府の主張は誤りである。

また、日本政府は 1962 年 7 月 13 日付の第4回見解で、「SCAPIN677 号自体においても竹島は明らかに朝鮮とは別個の対象として朝鮮とは別個の項目の中に規定されている」と指摘した⁹。「竹島」は〔3項後半〕の「日本の範囲から除かれる地域」に含まれ、「朝鮮」は〔4項〕の「日本帝国政府の政治上および行政上の管轄権から特に除外される地域」の一つであり、両者は異なる項目に分類された。「竹島」は「朝鮮」に含まれない。よって、SCAPIN-677 は韓国の竹島領有根拠にはなりえない。本稿で確認したこのような事実を日本政府は指摘したのだった。この後、1965年に韓国政府が日本政府に送付した口上書には第4回見解は添付されておらず、韓国政府は日本政府のこの指摘に答えていない。

以上、本稿で検討してきた新資料は、SCAPIN-677 は韓国の竹島領有の根拠にならないという日本政府の主張を裏付けるものである。

補論 SCAPIN-677と在朝鮮米軍政庁

SCAPIN-677作成に関わったホイットニー総司令部民政局長は、「日本の範囲から除かれる地域」とは連合国軍による軍政庁の占領下にある地域であり、(a) 鬱陵島、竹島、濟州島を占領する連合国軍は第24軍団であると説明した。しかし、朝鮮半島南部を管轄する在朝鮮米軍

(USAFIK(United States Armed Forces in Korea)=第24軍団) や在朝鮮米軍政庁(USAMGIK(United States Army Military Government in Korea))がSCAPIN-677で竹島が管轄下に入ったと認識し、竹島を管轄していたことを明確に確認できる資料は、次に示すように、見つかっていない。

1945年9月3日付のSCAPIN-2の付図¹⁰〔画像1〕では、第24軍団と書かれた範囲に竹島は入っていないが、1946年2月に総司令部が作成した『民政報告』5号の付図¹¹〔画像2〕では、

作成) 193 コマ。1950～60年代の日韓両政府間の竹島問題に関する見解の交換については、拙稿「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(上)」(『島嶼研究ジャーナル』7-1 2017年10月)および「同(下)」(同7-2 2018年3月)参照。

⁹拙稿「竹島問題に関する1996年の韓国の主張について - 平和条約をめぐる - 」(『島嶼研究ジャーナル』11-2 2022年3月) 44～45頁。

¹⁰DIRECTIVE NO. 2, OFFICE OF THE SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS 1945/09/03 (文書名:Supreme Commander for the Allied Powers Directives to the Japanese Government (SCAPINs) = 対日指令集)。国立国会図書館デジタルコレクションでは14コマ。

¹¹Summation of Non-Military Activities Japan and Korea / General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers No.5。国立国会図書館デジタルコレクションでは14コマ。韓国にはこの付図を

KOREAと書かれた範囲に竹島は含まれた。しかし、これは在朝鮮米軍や在朝鮮米軍政庁が作成した地図ではない。なお、外務省連絡官と総司令部民生局担当者との会談記録である、1946年2月13日付の「行政の分離に関する司令部側との会談」には、SCAPIN-677について「鬱陵島は第二十四軍団の指揮下に在り従って本指令に依る日本の範囲の決定は何等領土問題とは関連を有せず。之は他日講和会議にて決定さるべき問題なり」という総司令部の説明がある¹²。ここに竹島への言及はない。

また、1947年8月発行の在朝鮮米軍政庁の報告の付図には竹島は描かれていない¹³〔画像3〕。同報告には、竹島について「以前日本に属しており、最近の占領指令により日本と朝鮮の漁業水域を分割する任意の線が引かれ、トクトを朝鮮側の区域に置いた。同島の管轄権の最終的処分は平和条約が待たれる。」とある¹⁴。「任意の線」とはマッカーサーラインのことであり、SCAPIN-677への言及はない。そして、竹島の管轄権の「最終的処分」はなされていないと在朝鮮米軍政庁は認識していた。

1948年6月8日におきた米軍機の竹島爆撃事件についての在朝鮮米軍の報告 Headquarters, USAFIK Seoul, Korea 1000/I 17 June 1948がある¹⁵。事件は Fishing Boats Bombed off Korean Coast として取り上げられたが、竹島の位置情報は the east coast of KANGWON-DO at LIANCOURT ROCK(125°50'E.long.-37°15'N.Lat)とあり、正確ではない。韓国は竹島が鬱陵島の「属島」であると主張するが、鬱陵島は江原道ではなく慶尚北道に属し、竹島の位置は北緯37度14分・東経131度56分が正しい。

なお、竹島・対馬・Parangdo(この「パラン島」とは、東シナ海の暗礁ソコトラロックについて仄聞した朝鮮人が島と誤解して「波浪島」と呼んだものと思われる)を朝鮮領とするよう調整することを総司令部に要求した1948年8月5日付のソウルの愛国老人会(Patriotic Old Men's Association)の請願(Request for Arrangement of Lands Between Korea and Japan)¹⁶に触れておきたい。竹島については「返還」(Returning back the island "Docksum")、対馬については「移管」(Transferring the island "Tsushima" to Korea)、Parangdoについては「所属を明確にする」(Making clear the belonging of Parang Island)が要求された。竹島がSCAPIN-677によって朝鮮に「返還」されていたという認識はなかったことが注目される。

この課題についてはさらなる資料調査が必要である。

SCAPIN-677の付属地図と説明している著作物がある(例えば東北アジア歴史財団の「独島アーカイブ」にある「独島は韓国領土」<http://contents.nahf.or.kr/japanese/item/level.do?itemId=isdsk> 2024年10月25日閲覧)が、誤りである。なお、『民政報告』は6号(1946年3月)からはKoreaの部分はなくなり、Japanのみの説明になる。

¹²内閣官房領土・主権対策企画調整室ウェブページの「竹島資料ポータルサイト」掲載。

<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/shiryo/takeshima/detail/t1946021300101.html>

¹³U.S. Army Military Government - South Korea: Interim Government Activities (文書名:GHQ/SCAP Records, Adjutant General's Section = 連合国最高司令官総司令部高級副官部文書)(課係名等:Administration Division; Mail and Records Branch)(シリーズ名:Miscellaneous File, 1945-52)(ボックス番号:762; フォルダ番号:6)。国立国会図書館デジタルコレクションでは220コマ。1948年3月発行の在朝鮮米軍政庁の報告の付図にも竹島は描かれていない。

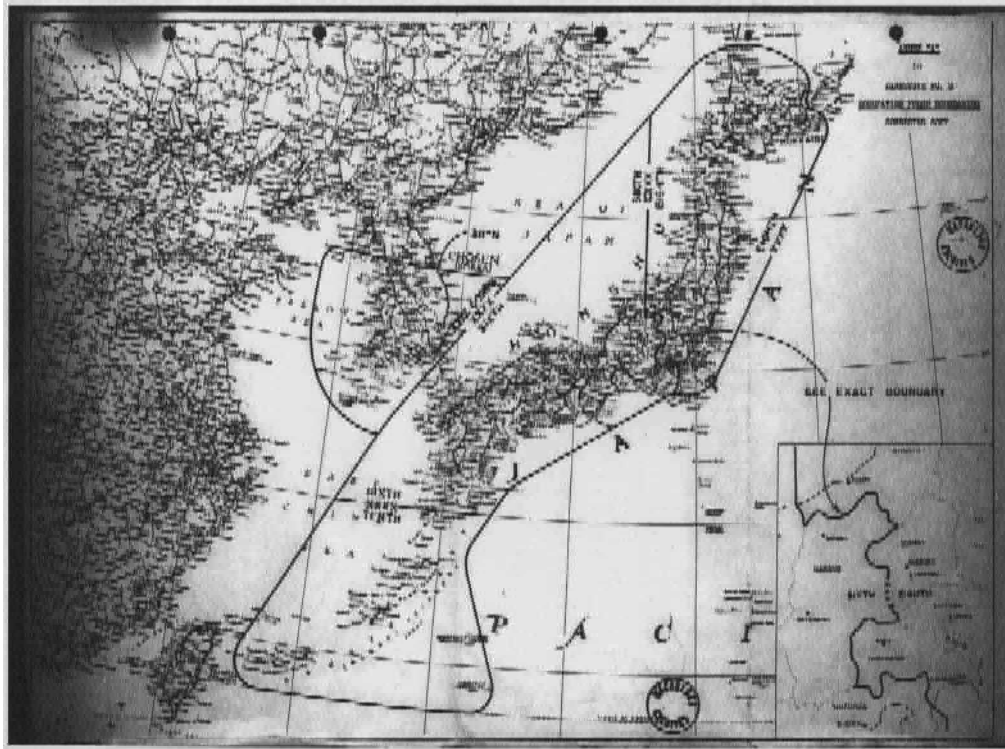
¹⁴前掲註(12)U.S. Army Military Government - South Korea: Interim Government Activities。国立国会図書館デジタルコレクションでは12コマ。前掲註(12)「竹島資料ポータルサイト」掲載。

<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/shiryo/takeshima/detail/t1947080000101.html>

¹⁵『美軍政情報報告書 HQ XXIV CORPS G-2 REPORT 通巻第6巻』 日月書閣 1986年 ソウル 138頁。

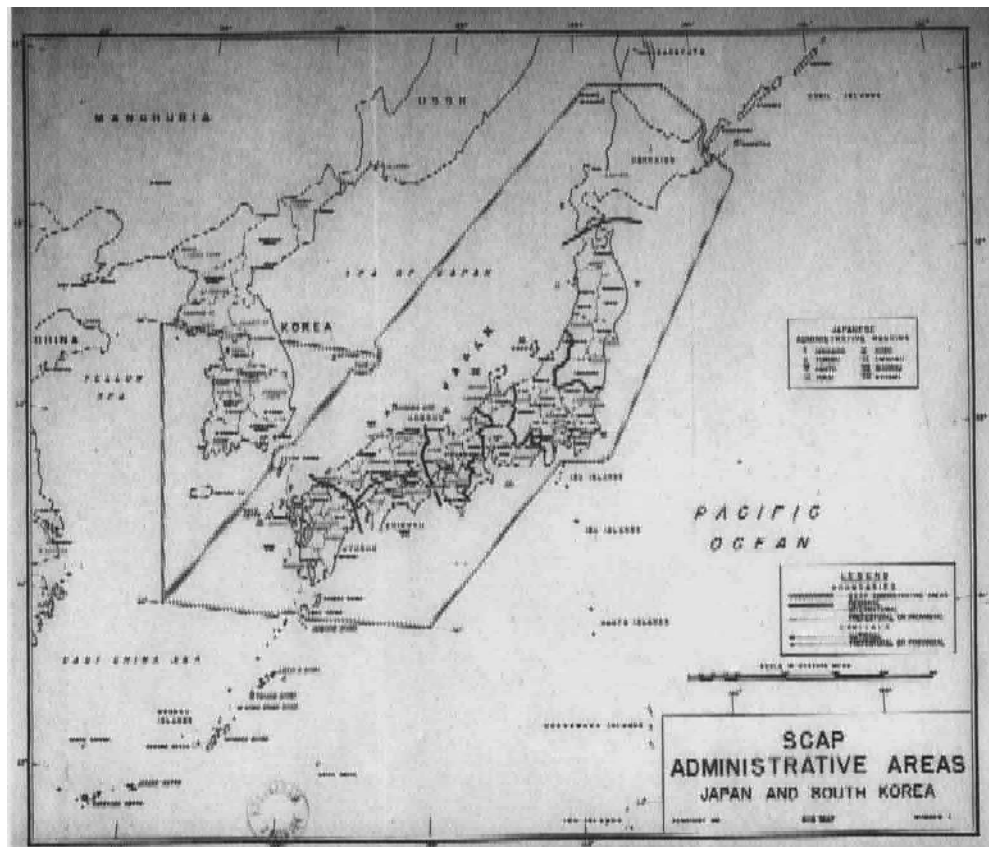
¹⁶1948:800 Korean Political Affairs (請求記号 FSP 2498-2499)。原資料は NARA, RG84, Office of the U. S. Political Advisor for Japan, Tokyo Box No.34 Folder No.3。

〔画像1〕



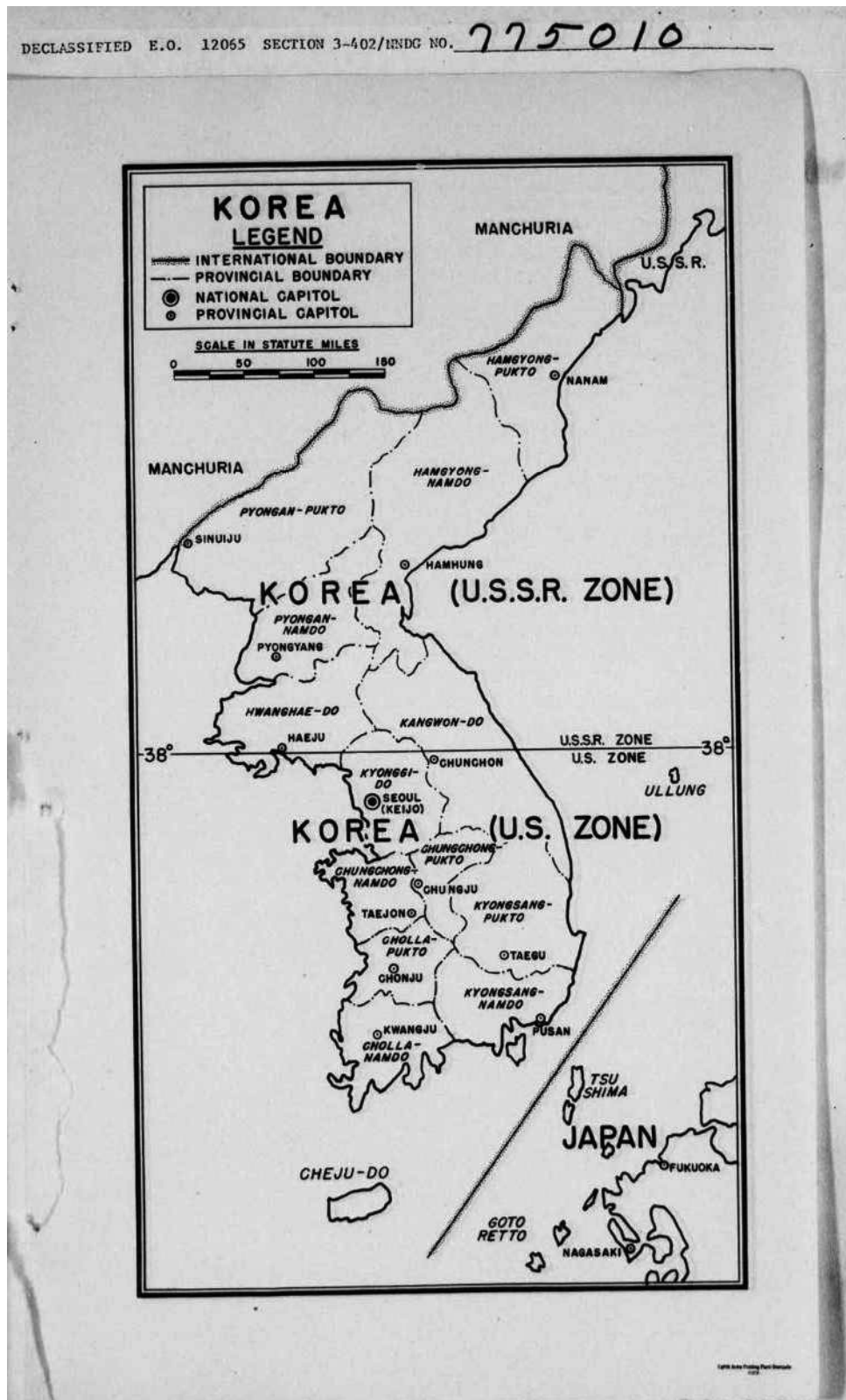
国立国会図書館所蔵

〔画像2〕



国立国会図書館所蔵

〔画像3〕



国立国会図書館所蔵

第2部：竹島の帰属と日本外務省作成の英文説明資料(Minor islands adjacent to Japan proper)

要旨

- (1)対日平和条約作成にあたって、米国は 1949 年に竹島の帰属先を朝鮮から日本に変更した。変更の要因となったのは Minor islands adjacent to Japan proper と題された、講和に向けて日本外務省が作成した英文説明資料の竹島関連の記述と考えられる。
- (2)日本外務省は 1946 年の SCAPIN-677 に対応して英文説明資料の作成を始めた。その努力は実を結び、カイロ宣言の「日本国は暴力及び貪慾により日本国が略取したる一切の地域より駆逐されるべし」は竹島には当たらないことを米国は理解することになる。
- (3)英文説明資料の竹島関連の記述や作成意図には韓国側からの批判があるが、それらは事実に基づくものではなく、かえって韓国の竹島領有主張の問題点を浮かび上がらせる。

はじめに

1945 年の敗戦以来、連合国軍最高司令官総司令部(GHQ/SCAP、以下「総司令部」と略記)の占領下にあった日本は、1951 年 9 月調印のサンフランシスコ平和条約で国際社会に復帰した。先行研究¹⁷で明らかなように、この条約で竹島が日本領であることに変化はなかった。1949 年 12 月、米国は対日平和条約草案で、それまでの草案では日本が放棄する朝鮮の島を定めた条項にあった竹島を、日本の領域範囲を定めた条項に移した。その後、日本の領域範囲を定めた条項はなくなったが、竹島が日本領であることを変えないという米国の方針に変化はなかった。

本稿ではまず、米国が竹島の帰属先を朝鮮から日本に変更した経緯を確認する。そして変更をもたらしたと考えられる日本外務省作成の英文の説明資料を検討し、竹島問題の論議におけるその意義を考える。

①1949 年の二つの草案

米務省が作成した 1949 年 11 月 2 日付草案と 1949 年 12 月 29 日付草案の竹島に関連する条文は次の【表 3】の通りである(太字は藤井による。以下同じ)¹⁸。

¹⁷塚本孝「サンフランシスコ条約と竹島 - 米外交文書集より -」(『レファレンス』389 国立国会図書館調査立法考査局 1983 年 6 月)、同前「平和条約と竹島(再論)」(『レファレンス』518 1994 年 3 月)、同前「竹島領有権論争に関連する米国外務省文書(追補)＝資料＝」(竹島問題研究会編『「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』島根県総務部総務課 2007 年 3 月)、同前「対日平和条約と竹島の法的地位」(『島嶼研究ジャーナル』2-1 2012 年 10 月)、同前「竹島に関する英文説明資料(1947 年外務省作成)をめぐって」(『島嶼研究ジャーナル』4-1 2014 年 11 月)、山崎佳子「韓国政府による竹島領有根拠の創作」(第 2 期島根県竹島問題研究会編『第 2 期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』2012 年 3 月)、拙稿「サンフランシスコ平和条約における竹島の取扱いについて」(『島嶼研究ジャーナル』10-1 2020 年 10 月)、拙稿「サンフランシスコ平和条約の領土条項と竹島 - 1951 年の交渉経緯を中心に -」(公益財団法人日本国際問題研究所ウェブページに 2021 年 10 月掲載、<https://www.jiia.or.jp/jic/2021/10/20211005-takeshima.pdf>)、拙稿「竹島問題に関する 1996 年の韓国の主張について - 平和条約をめぐって -」(『島嶼研究ジャーナル』11-2 2022 年 3 月)、拙稿「竹島問題に関するニュージーランド政府外務省の調書について」(日本国際問題研究所ウェブページに 2023 年 7 月掲載 <https://www.jiia.or.jp/jic/2023/07/Besshi.pdf>)、拙稿「駐日各国大使館の竹島問題への認識」(内閣官房領土・主権対策企画調整室ウェブページに 2024 年 9 月掲載、https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/kenkyu/takeshima/chapter02_column_02-01.html) など。

¹⁸原資料(英文)は、11 月草案は NARA, RG59, 740.0011PW (PEACE)/11-749、12 月草案は NARA, RG59, Lot54 D423, Japanese Peace Treaty Files of John Foster Dulles, Box 12, Treaty Drafts 1949-March 1951 である。

【表 3】

〔第 2 章領域条項中の日本の領域範囲を定めた第 3 条〕

1949 年 11 月 2 日付草案	1949 年 12 月 29 日付草案
1. 日本の領土は、四主要島である本州、九州、四国及び北海道並びに瀬戸内海の島々、佐渡、 隠岐列島、対馬、五島列島、北緯 29 度以北の琉球諸島、壱岐岩までの伊豆諸島、及び次の線の内側にある他のすべての島を含むすべての隣接諸島からなる。北緯 45 度東経 140 度の地点から始まり (略) 2. この区画線は、条約付属の地図上に示される。	1. 日本の領域は、四主要島である本州、九州、四国及び北海道並びに瀬戸内海の島々、対馬、竹島 (リアンクール岩) (Takeshima(Liancourt Rocks))、隠岐列島、佐渡、奥尻、礼文、利尻及び対馬・竹島・礼文の外側の海岸を結んだ線の内側にある他のすべての日本海の諸島、五島列島、北緯 29 度以北の琉球諸島及び東経 127 度以東北緯 29 度以北の東シナ海にある他のすべての諸島、壱岐岩までの伊豆諸島及びフィリピン海にあるこれより日本本土に近い他のすべての諸島、北緯 43 度 35 分 (略) を含むすべての隣接諸小島からなる。 2. 前記のすべての諸島は、条約付属の地図上に示される。

〔日本が放棄する朝鮮の島を定めた第 6 条〕

1949 年 11 月 2 日付草案	1949 年 12 月 29 日付草案
1. 日本国は、ここに、朝鮮のために、朝鮮本土並びに、済州島(Quelpart (Saishu To)、巨文島(the Nan How group (San To, or Komun Do) which forms Port Hamilton(Tonaikai))、鬱陵島 (Dagelet Island(Utsuryo To, or Matsu Shima)、リアンクール岩 (竹島) (Liancourt Rocks(Takeshima)))、及び第 3 条に記述する線の外にあり、かつ、東経 124 度 15 分の経線の東、北緯 33 度の緯線の北、豆満江河口から約 3 海里にある国境の海側の終点から北緯 37 度 30 分東経 132 度 40 分の地点に引いた線より西にある、日本が権原を獲得したその他のすべての島嶼を含む、朝鮮のすべての沖合島嶼に対するすべての権利及び権原を放棄する。 2. この区画線は、条約付属の地図上に示される。	1. 日本国は、ここに、朝鮮のために、朝鮮本土並びに、済州島(Quelpart (Saishu To)、巨文島(the Nan How group (San To, or Komun Do) which forms Port Hamilton(Tonaikai))、鬱陵島 (Dagelet Island(Utsuryo To, or Matsu Shima)、及び日本が権原を獲得したその他の朝鮮のすべての沖合島嶼を含む、朝鮮のすべての沖合島嶼に対するすべての権利及び権限を放棄する。 2. この区画線は、条約付属の地図上に示される。

この表でわかるように、1949年11月2日付草案（以下「11月草案」と略記）では日本が放棄する朝鮮の島の一つであった竹島は、1949年12月29日付草案（以下「12月草案」と略記）では日本の領域範囲内の島に変わった。それが影響したのか、竹島の表記も「リアンクール岩 (竹島)」から「竹島 (リアンクール岩)」に変更されている。

②シーボルドの修正意見

米国国務省が竹島の帰属先を朝鮮から日本に変えたのは、シーボルド(William Joseph Sebald)米国駐日政治顧問（実質的な駐日米国大使）の提言による。彼は 1949 年 11 月 14 日付の国務省バタ

ーワース(W. Walton Butterworth)極東担当国務次官補への電報で「リアンクール岩（竹島）の再考を勧告する。この島に対する日本の領土主張は古く、正当と思われる。安全保障の考慮がこの地に気象およびレーダー局を想定するかもしれない」と伝えた¹⁹。

彼はさらに 1949 年 11 月 19 日付の国務長官宛書簡の添付文書で次のように述べた²⁰。

朝鮮方面で日本がかつて領有していた諸島の処分に関し、リアンクール岩（竹島）が我々の提案にかかる第 3 条において日本に属するものとして明記されることを提案する。この島に対する日本の領土主張は古く、正当と思われ、かつ、それを朝鮮沖合の島というのは困難である。また、合衆国の利害に関係のある問題として、安全保障の考慮からこの島に気象およびレーダー局を設置することが考えられるかもしれない。

シーボルドが、竹島を日本の放棄する朝鮮の島の一つとしていた 11 月草案の誤りに気付いた様子がわかる資料がある。国立国会図書館憲政資料室所蔵「在日米国大使館領事館・政治顧問部文書」中の 11 月草案への書き込みである。日本が放棄する朝鮮の島を定めた第 6 条の Liancourt Rocks(Takeshima)に下線が引かれ、? マークも付されている〔画像 4〕²¹。この書き込みが、1949 年 11 月 19 日付の国務長官宛書簡の添付文書の、竹島は「朝鮮沖合の島というのは困難である」という意見に反映した。「在日米国大使館領事館・政治顧問部文書」には 11 月草案より前の対日平和条約草案は収められておらず、シーボルドは本国国務省作成の草案を見て、この時はじめて竹島の帰属先についての誤りに気付いたと思われる。

シーボルドが誤りに気付くことができたのは、「在日米国大使館領事館・政治顧問部文書」にも収められている、日本外務省作成の Minor islands adjacent to Japan proper という標題の英文の説明資料（以下「英文説明資料」と表記）²²を読んでいたからであろう。「リアンクール岩（竹島）」の説明を含む英文説明資料の第 IV 部は 1947 年 6 月と表紙にあり〔画像 5〕、同年 9 月に総司令部から本国国務省に送付されていた²³。竹島の説明は次の通りである²⁴。

¹⁹前掲註(17)「平和条約と竹島（再論）」42 頁。

²⁰前掲註(17)「平和条約と竹島（再論）」42～43 頁。

²¹1949: Commentary on Treaty of peace with Japan (November 2, December 29)（請求記号 FSP1377）。原資料は NARA, RG84 Records of Office of the U. S. Political Advisor for Japan, Tokyo Box No.46 Folder No.7。第 2 章領域条項で下線が引かれているのはこの箇所だけである。

²²1947: 801.45 Territorial Waters, Marginal Sea（請求記号 FSP117-118）。原資料は NARA, RG84 Records of Office of the U. S. Political Advisor for Japan, Tokyo Box No.22 Folder No.24。

²³前掲註(17)「竹島に関する英文説明資料（1947 年外務省作成）をめぐって」58 頁。

²⁴「隠州視聴合紀」の引用部分の原文は次の通りである。「隠州（略）戌亥間行二日一夜有松島、又一日程有竹島、[俗言磯竹島多竹魚海鹿（略）]」。国立公文書館所蔵デジタルアーカイブで閲覧。請求番号：175-0144。また「絵図」は巻末の長久保赤水「改正日本輿地路程全図」の部分図のことである。「在日米国大使館領事館・政治顧問部文書」中の英文説明資料第 IV 部ではこの部分図は確認できないが、次の国立国会図書館憲政資料室所蔵資料中の英文説明資料第 IV 部では確認できる。Records of the U.S. Department of State Relating to the Internal Affairs of Japan 1945-1949; Department of State decimal file 894, Wilmington, Del: Scholarly Resources, Inc., Reel 6. 請求記号は SIJ-3。

I. リアンクール岩（竹島）

1. 地理

リアンクール岩は北緯 37 度 9 分、東経 131 度 56 分に位置し、島根県の隠岐諸島から約 86 ㎞にある。それぞれ 0.06 平方㎞と 0.02 平方㎞の一对の島と周囲の多くの岩礁からなる。この島は不毛の岩で構成されて植物類はまったく豊富でなく、鳥の糞に覆われて白く見える。奇妙な形の洞窟が点在するごつごつした海岸は、アシカの繁殖地として知られる。平地と飲料水がないため、人間の居住には適さない。周囲の岩礁の頂上はだいたい平らで、かろうじて海上にその姿を見せている。

2. 歴史

序で述べられたように、日本人はリアンクール岩の存在を古くから知っていた。しかし、現在知られているところにおいてもっとも古い文献上の記録は 1667 年に刊行された「隠州視聴合紀」の記述である。ここには次の記述がある。

隠岐国から北西に二日行くと松島があり、さらに同方向にもう一日行くと竹島がある。後者は別名磯竹島といい、竹や魚などが豊富である。

この松島がリアンクール岩（絵図）を指すことは明らかである。

その岩へのヨーロッパ人の知見はと言うと、フランスの捕鯨船リアンクール号が初めてその岩を目撃して現在名をつけたのが 1849 年だった。プチャーチン提督の指揮下のロシアのフリゲート艦パルラダ号は 1854 年に近海を測深したといわれる。その翌年英国中国艦隊のホルベット艦ホーネット号もまた、その岩の近接の海を測深した。

鬱陵島には朝鮮名があるがリアンクール岩にはなく、そして朝鮮で作成された地図に同島が見られないことに注目すべきである。1905 年 2 月 22 日、島根県知事はリアンクール岩を県告示で島根県の隠岐支庁の管轄下に置いた。^{註3}

3. 産業

上記のような自然条件によって誰もこの島に定住しなかったと推定される。しかし、1904 年に隠岐諸島の住民がこの島でアシカ猟をはじめ、その後結果毎年夏になると島民は鬱陵島を基地として定期的にその岩に行き、季節的な仮の住居として小屋を建てた。

註3) 現在の『米国水路測量』ではリアンクール岩を隠岐諸島の中で取り扱っている。

ここに述べられた、日本人の竹島との歴史的な関わりや、「1905 年 2 月 22 日、島根県知事はリアンクール岩を県告示で島根県の隠岐支庁の管轄下に置いた」という情報によって、シーボルトは「この島に対する日本の領有権の主張は古く、正当と思われる」という判断を下すことができたと考えられる。

③英文説明資料の作成経緯

日本政府は講和に向けた準備のため、1946 年秋頃から米国向きの英文の説明資料を作成しており、とりわけ力を入れた領土問題に関する資料では、「沖縄、小笠原や、樺太、千島、齒舞、色丹等

の地域につき、歴史的、地理的、民族的、経済的のあらゆる見地から、これらが如何に日本と不可分の領土であるかを詳細に陳述した」と吉田茂元首相は回想している²⁵。

英文説明資料は、第Ⅰ部：千島列島・歯舞諸島及び色丹（1946年11月作成）、第Ⅱ部：琉球及び他の南西諸島（1947年3月作成）、第Ⅲ部：小笠原諸島・火山列島（同前）、第Ⅳ部：太平洋の諸小島・日本海の諸小島（1947年6月作成）の四冊から構成される²⁶。その作成の経緯は次の通りである。

1945年8月のポツダム宣言第8項は「「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島(minor islands)ニ局限セラルヘシ」であった。統合参謀本部（米軍における最高機関）が1945年11月3日付で承認した「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」の「1. この指令の目的及び範囲」(b)項には、「この指令にいう日本は、次のものを含むものと定められる。日本の主要な四島、すなわち北海道（エゾ）、本州、九州、四国及び対馬諸島を含む約1千の隣接小諸島（about 1,000 smaller adjacent islands）」とあった。

この指令に基づき、1946年に予定されていた衆議院総選挙のための日本政府の準備作業を指導する中で作成されたのが、総司令部覚書「若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに関する件」（1946年1月29日付 SCAPIN-677）であった。総司令部が管轄できない地域を明確にして実際に選挙が実施できる地域を示したのであるが、作成の最終段階で、選挙のみならず日本政府の「政治上行政上」の管轄が及ばない地域を示す指令になっていた。

SCAPIN-677では、日本の旧領域が次の【表4】の三種類に分類された。

【表4】

〔日本の範囲に含まれる地域〕 日本の四主要島嶼（北海道、本州、四国、九州）と、対馬諸島、北緯30度以北の琉球（南西）諸島（口之島を除く）を含む約1千の隣接諸小島（approximately 1,000 smaller adjacent islands）
〔日本の範囲から除かれる地域〕 (a)鬱陵島、竹島、済州島 (b)北緯30度以南の琉球（南西）列島（口之島を含む）、伊豆、南方、小笠原、硫黄群島及び大東群島、沖ノ鳥島、南鳥島、中ノ鳥島を含むその他の外廓太平洋全諸島 (c)千島列島、歯舞群島（水晶、勇留、秋勇留、志発、多楽島を含む）、色丹島
〔日本帝国政府の政治上および行政上の管轄権から特に除外される地域〕 (a) 1914年世界大戦開始以後日本が委任統治その他の方法によって奪取又は占領した太平洋諸島の全部 (b) 満洲、台湾、澎湖諸島 (c) 朝鮮 (d) 樺太

これらのうち、日本政府の行政権が停止された「日本の範囲から除かれる地域」の設定は次の問題を含んでいた。

一番目：「日本の範囲から除かれる地域」のほとんどが、吉田茂の言う「日本と不可分の領土である」地域であったことである。実際、1946年3月22日付 SCAPIN-841 で伊豆諸島の日本の行政区画編入が実現したのは、SCAPIN-677の問題点を示している。

²⁵ 吉田茂『回想十年（第三巻）』（新潮社 1957年10月 東京）25～26頁。

²⁶ 領土問題に関する英文の説明資料は他に、1949年に作成された「南千島、歯舞、色丹」、「樺太」、「対馬」があった（西村熊雄『日本外交史 27 サンフランシスコ平和条約』鹿島研究所出版会 1971年11月 東京 46頁）。

二番目：SCAPIN-677 第 6 項に「この指令中のいかなる規定も、ポツダム宣言の第 8 項に述べられている諸小島の最終的決定に関する連合国の政策を示すものと解釈されてはならない」という規定はあったにせよ、「日本の範囲から除かれる地域」は最終的な日本の領域決定にあたって有力な指標となることが予想されたことである²⁷。

英文説明資料の作成の取り纏めをした川上健三（当時外務省調査局所属）の解説²⁸を読むと、外務省が上記の問題点をふまえて英文説明資料を作成したことがわかる。その経緯は次の通りであった。まず、SCAPIN-677 の「日本の範囲から除かれる地域」を「日本政府の行政権停止区域で且つ将来その帰属が問題となるべき区域」として分類し直した。そして、この新たな分類に対応して英文説明資料を作成した。この経緯を整理したのが、藤井が作成した次の【表 5】である。

【表 5】

	「日本政府の行政権停止区域で且つ将来その帰属が問題となるべき区域」の地域	英文説明資料での扱い
(a)	(一)鬱陵島、竹島及び済州島	第Ⅳ部：太平洋の諸小島・日本海の諸小島
(b)	(二)北緯 30 度以南の南西諸島（吐噶喇列島、奄美群島、琉球諸島）	第Ⅱ部：琉球及び他の南西諸島
(b)	(三)大東諸島、沖ノ鳥島、南鳥島、中ノ鳥島	第Ⅳ部：太平洋の諸小島・日本海の諸小島
(b)	(四)小笠原群島及び硫黄列島	第Ⅲ部：小笠原諸島・火山列島
(c)	(五)千島列島、歯舞群島、色丹島	第Ⅰ部：千島列島・歯舞諸島及び色丹

註：(1)左の欄の(a)～(c)は【表 4】の SCAPIN-677 の「日本の範囲から除かれる地域」での分類である。

(2)英文説明資料では、SCAPIN-677 の「日本の範囲から除かれる地域」にある「伊豆」、「済州島」および実在しない「中ノ鳥島」は扱われていない。

こうして作成された英文説明資料について、川上健三は、「日本政府の行政権停止区域で且つ将来その帰属が問題となるべき区域」の帰属がカイロ宣言で示された基本方針に従って決定されるよう、連合国に情報提供したものであると、次のように説明した²⁹。

カイロ宣言において示された日本領域決定の際の基本方針、すなわち、(イ)第一次世界大戦の開始以後において日本国が奪取しまたは占領した太平洋における一切の島嶼を日本国より剥奪する、(ロ)満洲、台湾及び澎湖諸島のごとき日本国が中国人より盗取した一切の地域を中華民国が回復する、(ハ)日本国は暴力及び食欲により日本国が略取した他の一切の地域より駆逐される、(ニ)やがて朝鮮を自由且つ独立のものたらしめる、との条件に照らして、その地域が果たしてその条件に該当するかという見地から、その地域の発見、領有等の沿革、自然環境及びその経営等についてできるだけ客観的な形で叙述したものである。

²⁷実際、英国は対日平和条約草案の領土条項を作成する際に SCAPIN-677 を参考資料とした（拙稿「対日講和条約と竹島 - 英国国立公文書館所蔵資料の検討 -」『島嶼研究ジャーナル』8-2 2019 年 3 月）104～105 頁）。

²⁸川上健三「連合国の占領及び管理下における外交」『日本外交史 26 終戦から講和まで』鹿島研究所出版会 1973 年 6 月 東京）171～176 頁。

²⁹前掲註(28)「連合国の占領及び管理下における外交」174 頁。

連合国に残された資料を読むと、この「客観的な形で叙述した」英文説明資料に連合国が信頼を置いていたことがわかる。1947年7月4日に日本政府がアチソン(George Atcheson Jr.)総司令部外交局長に英文説明資料第Ⅲ部を送付した時の朝海浩一郎終戦連絡中央事務局総務部長による送り状³⁰には、「参考のために(for your information)」送るとあった。1947年5月30日付の駐日オーストラリア連絡公館から本国外務省への電文には朝海総務部長が英文説明資料の第Ⅰ部を送付してきたという報告がある³¹。そこでは英文説明資料では千島列島・歯舞諸島及び色丹の簡単な地理と歴史、そして日本との地理的・生物学的・歴史的な関係が述べられていること、脚注で現在はソ連の占領下にあると指摘していることなどが説明された。日本政府が英文説明資料で千島列島などの領有権をことさらに主張しているという印象を持ったことを示す記述は見当たらない。

1948年1月26日付のニュージーランド外務省から駐オーストラリア大使宛メモ³²には、英文説明資料の第Ⅰ・Ⅱ部の要約を作成して送ってくれたことへの謝意が述べられ、駐米ニュージーランド大使にこの「非常に興味深い(very interesting)」資料を送るとあり、残りの第Ⅲ・Ⅳ部を近いうちに送ってくれることを歓迎すると結ばれていた。米国の反応も「ワシントンでは非常によい参考資料だとの評を受けた」であったという³³。

川上健三は前記説明に続けて、「連合国側が日本領域決定に際しての判断に資するための事実の提供を目的とし、わが方の意見はできるだけ含めないようにすべきであり、したがってその事実については一々その根拠を明確にし、学問的にも薰り高いものとすべきである」という、岡崎勝男(当時外務省総務局長)の作成についての方針を紹介している。客観的な事実に基づく情報の提供に徹するというこの方針に従って作成された英文説明資料に、連合国は信頼を置いていた。

韓国の研究者である鄭秉峻^{チョン・ビョンジュン}は「この資料集は特定島嶼に対する日本の領有権を主張する目的で作成された」と主張する³⁴が、英文説明資料は、直接的な領有主張は抑え、客観的な事実を説明すれば日本の領有主張の正しさは自ずと連合国にも伝わるという意図で作成された。この意図の通り、客観的な事実の提示はシーボルトに竹島は日本に帰属すべきであると判断させたのである。

④英文説明資料と鬱陵島

竹島の説明は英文説明資料の第Ⅳ部：太平洋の諸小島・日本海の諸小島の第2章「日本海の諸小島」にある。第2章は「序」で鬱陵島と竹島が日本人に古くから知られていたことや両島の名称の変遷の説明があり³⁵、「i.リアンクール岩(竹島)」と題された竹島の説明、そして「ii.ダジュレー

³⁰前掲註(22)の中にある。なお、前日の7月3日に浅海は英文説明資料第Ⅱ部をアチソンに手渡していた(前掲註(26)『日本外交史 27 サンフランシスコ平和条約』32頁)。

³¹NAA(オーストラリア国立公文書館), Item ID: 140368, Kuriles, Shikotan and Habomai [includes publication 'Minor Islands adjacent to Japan Proper - Part 1 - The Kurile Islands, The Habomais and Shikotan' Foreign Office, Japanese Government, November 1946]。このファイルには、英文説明資料第Ⅰ部の現物2部が残されている。

³²Post-war settlement - Japanese peace settlement - Territorial (ANZ(ニュージーランド国立公文書館), ID: R20106519)。このファイルには、英文説明資料第Ⅰ・Ⅱ部の要約と第Ⅲ・Ⅳ部(文字部分のみをタイプで打ち直したもの)が残されている。この資料は公益財団法人日本国際問題研究所の出張依頼による調査で藤井が発掘した。

³³前掲註(25)『回想十年(第三巻)』26頁。

³⁴鄭秉峻編『サンフランシスコ平和条約関連資料集 - 第二次世界大戦以後の日本外務省の領土問題資料集と政策分析 - 』(東北アジア歴史財団 2021年12月 韓国語・英語) 44頁。鄭秉峻は梨花女子大学教授。

³⁵田保橋潔「鬱陵島 その発見と領有」(青丘學會編『青丘學叢』3 大阪屋號書店 1931年2月 京城)を要約している。日本人の鬱陵島の認識について述べた「山陰道の漁民が、同島の存在を知悉したのは遙かに遡り、或は上代既に山陰道より隠岐諸島、リヤンクウル島、鬱陵島を経由して、朝鮮國慶南道、江原道に至る海路の発見せられて居たことなきを保し難い」という田保橋の説明(13頁)を引用している。なお、英文説明資料

島（松島、鬱陵ないしウルルン島）」と題された鬱陵島の説明があった。

鄭秉峻は、「この資料集のもっとも大きな特徴は日本外務省が 1947 年 6 月に連合国を対象に公式刊行冊子で独島と鬱陵島が日本の付属島嶼の範囲に含まれると主張した事実だ」とし、英文説明資料に鬱陵島の説明があることについて次のように非難する³⁶。「日本は鬱陵島の日本の領有権を主張できないのに日本領付属島嶼に鬱陵島を含ませたのは明白な意図を持っていたためだ。すなわち、韓国領という事実まったく疑問もない鬱陵島の韓国領有権を否定し、毀損して、その付属島嶼である独島の領有権を否定するためのものだった」。以下、この主張を検討する。

まず、英文説明資料に鬱陵島の説明があるのは、すでに述べたように、英文説明資料が SCAPIN-677 の「日本の範囲から除かれる地域」についての情報提供という目的で作成されたことによる。よって、「(a)鬱陵島、竹島、濟州島」の三島がまとめて説明の対象となった（【表 4】参照のこと）。このうち濟州島の説明がないのは、濟州島は東シナ海にあって「日本海の諸小島」には該当しないからであろう。

次に、英文説明資料は「鬱陵島の韓国領有権を否定し、毀損して」という非難も正しくない。鄭秉峻は英文説明資料の鬱陵島の部分を概説する中で、「日本の文書には早くも 1004 年に「うるまの島」と呼ばれ、これは鬱陵島にあたる古代の日本語だ」、「韓国政府は 1400 年代以来長くこの島に対する空島政策に固執した」、文禄慶長の役以後「約 1 世紀間この島はすべての面で日本の漁業基地として残った」、「17 世紀初めから日本と韓国の間で島の所有権問題をめぐる交渉が繰り返された」、「しかし韓国当局は上記で言及した事件（17 世紀末の「元禄竹島一件」のこと - 藤井補注 - ）の後ですら、空島政策に何ら変化はなかった」といった記述を強調した。そして「日本外務省は鬱陵島を日本領または日本の支配を受けた地域と描写しようとする意図」があると非難した³⁷。

しかし、17 世紀に日本人が鬱陵島を他国の抗議を受けることなく利用したことや、1880 年代まで朝鮮の空島政策が維持されたのは事実であり、英文説明資料にはそのような事実が客観的に記されたにすぎない。「鬱陵島が日本の付属島嶼の範囲に含まれると主張」するとすれば不利な、「元禄竹島一件」による 17 世紀末の日本人の鬱陵島渡島禁止も英文説明資料には記されている（鄭秉峻の概説ではこの部分は省略されている）。

そして、英文説明資料には「鬱陵島の韓国領有権を否定し、毀損して、その付属島嶼である独島の領有権を否定」する明白な意図があると鄭秉峻は非難するが、ここに韓国の竹島領有主張の構造とその問題点が浮かび上がる。すなわち、韓国は竹島を鬱陵島の「属島」とし、鬱陵島と一体化させて竹島領有の正当性を主張してきた。しかし、竹島の「本島」であるはずの鬱陵島は長く朝鮮人の居住が許されず、朝鮮の行政区域として整備されたのは 1900 年のことであった。

ここで想起すべきは、竹島領有の根拠を記した日本政府第 2 回見解に反論するため、1954 年に韓国政府内で行われた論議である。そこでは、17 世紀の鬱陵島領有問題を詳しく説明するのは

「日本側が鬱陵島に対してある程度の出漁、すなわち現代国際法上の用語で有効的な経営権を行使したことを我が方でも認定する」ことになるのではないか、また、「鬱陵島空島政策に対して我が方で率直にこれを認定した場合には、法律的に見て、我が国側では有効的で継続的な経営ができなかった点を認定」することになるのではないかという懸念が示された³⁸。

の Seikyu-Gakuho は Seikyu-Gakuso の誤りである。

³⁶前掲註(34)『サンフランシスコ平和条約関連資料集 - 』41～42 頁。

³⁷前掲註(34)『サンフランシスコ平和条約関連資料集 - 』43 頁。

³⁸前掲註(8)「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(下)」45 頁。韓国外交史料館所蔵資料「独

日本政府は第2回見解で、「開国以前の日本には国際法の適用はないので、当時であって、実際に日本で日本の領土と考え、日本の領土として取り扱い、他の国がそれを争わなければ、それで領有するには十分であったと認められる」と17世紀の日本人の竹島の利用による領有根拠を主張していた。また、「李朝初期以来、長期にわたって鬱陵島に対し「空島政策」がとられていたのであるから、常識的にも同島よりさらにはるか沖合の孤島たる竹島にまで、韓国側の経営の手が延びていたとは考えられない」と指摘していた。

日本政府が第2回見解で示した竹島を日本領とする根拠は17世紀の鬱陵島にもあてはまるのではない。すなわち、17世紀の鬱陵島は朝鮮の版図にはなかったとみなされても仕方がないのではないのか。それは韓国の竹島領有主張に影響するのではないのか。このような懸念を抱いて1954年の韓国政府は論議した。竹島問題の論議において鬱陵島の歴史を検討することの危険性を、当時の韓国政府は理解していた。鄭秉峻の非難にも同様の危惧が感じられるのである。

おわりに

本稿の内容を二点にまとめたい。

一つ目は、サンフランシスコ平和条約で竹島が日本領であることに変わりはない経緯が、1946年のSCAPIN-677にまで遡ってわかってきたことである。SCAPIN-677で日本の行政区域から除かれる地域となった、竹島を含む「日本の範囲から除かれる地域」の「小諸島」について、日本外務省はそれらの島々についての地理や歴史など客観的な事実を記した **Minor islands adjacent to Japan proper** と題された英文の説明資料を1946～47年に作成した。この説明資料は総司令部を通じて米国に送付され、連合国に肯定的に受け入れられた。竹島についての記述は、シーボルト米国駐日政治顧問が対日講和条約における竹島の帰属先を日本とするよう本国国務省に提案する要因となったと考えられる。

米国務省が1950年に作成した1949年12月作成の草案についての注釈書には、竹島は「暴力と貪欲によって奪われた」のではなく（略）日本に残すことが条約交渉で疑問とされることはないであろう」とあった（本稿補論の⑮で説明）。1943年のカイロ宣言で示された日本領土決定の方針である「日本国は暴力及び貪慾により日本国が略取した一切の地域より駆逐されるべし」は竹島には該当しない。この事実を米国に理解させた日本外務省の努力は、SCAPIN-677への対応から始まったのである。

二つ目は、韓国側の **Minor islands adjacent to Japan proper** への批判は事実に基づくものではなく、かえって韓国の竹島領有主張の問題点を浮かび上がらせることである。鄭秉峻は「この資料集は特定島嶼に対する日本の領有権を主張する目的で作成された」と主張するが、英文説明資料は、直接的な領有主張は避け、客観的な事実の説明に徹すれば日本の領有主張の正しさが自ずと連合国にも伝わるという意図で作成された。

鄭秉峻はまた、**Minor islands adjacent to Japan proper** に鬱陵島の説明があることについて、「鬱陵島の韓国領有権を否定し、毀損して、その付属島嶼である独島の領有権を否定」する意図があると非難する。しかしその非難は、かえって、竹島を鬱陵島の「属島」とし、鬱陵島と一体化させてきた韓国の主張の問題点を浮かび上がらせる。鬱陵島は長く朝鮮人の居住が許されず、朝鮮の行政

区域としての整備は 1900 年のことであった。竹島の「本島」であるはずの鬱陵島がそのような状態であったのに、鬱陵島よりはるかに遠い竹島に朝鮮半島にあった政府の支配が及んでいたのか、という疑問が提起されるのである。

補論 英文説明資料の竹島部分への韓国側批判

鄭秉峻は、英文説明資料の竹島部分について「日本は自国の利益のために嘘をつくこともためらわなかった」と、次のように批判する³⁹（番号と下線は筆者による）。

日本外務省の主張によれば、日本人たちは古代から独島の存在を知っていて①1667 年に松島と命名し、ヨーロッパ人たちは 1849 年にはリアンクール岩と命名した。一方、鬱陵島とは異なり、リアンクール岩に対しては韓国名称がなく、韓国で製作された地図に現れないと強調した。②日本だけがこの島に対する歴史的・地理的証拠を持っていて日本領（であること - 補注 -）が明らかなら、あえて「韓国」を取り上げる必要はなかった。ここで「韓国」を特定したのは逆説的に③独島が韓国領だという証拠と関連資料があつて、日本がこれを憂慮したことを反証するものだ。また鬱陵島がなぜ取り上げられたのかがわかる。④鬱陵島を説明しなくては独島を説明することは不可能なためだ。

独島に関する韓国側名称と地図がないという説明は明白に完全な間違った主張だ。⑤少なくとも 17 世紀以来韓国の地理誌、地図などに数多く独島（于山島）が表示されていて、⑥独島という名称は日本側資料にも多数登場し、⑦大韓帝国勅令 41 号(1900)にも石島という名前で記録されているためだ。

⑧日本人たちが 1904 年にリアンクール岩で漁業を始め、1905 年 2 月 22 日に島根県所属になったことも日本の侵略を正当化するものにすぎない。特に隠岐島の住民たちが韓国領である鬱陵島を基地として独島で長期操業したということは当時の時点でも⑨独島が鬱陵島からのみ出漁・操業が可能な鬱陵島の属島だったことをよく示している。また日本帝国主義の韓国侵略時期だったため隠岐島の住民たちが鬱陵島を基地の島として独島の操業が可能だったことがわかる。

よく知られているように、1904 年 9 月に島根県の漁夫中井養三郎が日本政府に独島を日本領に編入させて自分に貸与することを請願した。次の年である⑩1905 年 1 月 28 日に日本政府は独島を竹島という名前で自国領に編入させて、これを島根県県報で告示した。⑪中井と日本政府は独島が韓国領だということを知っていた。⑫大韓帝国政府はこの事実を知ることができなかった。1 年後の 1906 年に鬱陵島郡守の報告でやっと事態を把握したが、露日戦争の渦中で日本の軍隊が王宮を占領して⑬外交権は剥奪された状況だった。⑭当時の韓国の言論の激烈な反発と反応はよく知られている。すなわち、⑮独島は日本が韓国を侵略する最初の段階で暴力と貪欲で略取した地域だった。

以下、下線部の記述ごとにこれらの批判について検討する。

①について

1667 年は『隠州視聴合紀』が編まれた年であつて竹島が「松島」と命名された年ではない。なお、韓国には『隠州視聴合紀』を日本人が竹島を朝鮮領と認めた証拠とする主張があるが、それは誤りである⁴⁰。

②について

³⁹前掲註(34)『サンフランシスコ平和条約関連資料集』47・45～46 頁。

⁴⁰第 3 期島根県竹島問題研究会編『竹島問題 100 問 100 答』（ワック株式会社 2014 年 3 月 東京）176～177 頁。

「地理的証拠」が英文説明資料のどの部分を指すのか不明である。英文説明資料の「1. 地理」の部分は領有根拠が述べられているわけではない。なお、竹島問題に関して韓国政府は地理的根拠を主張するが、仮に、ある島がある国の領土と距離的に近いことを地理的根拠とするならば、そのことのみを理由にその国の島の領有が認められた国際判例はない⁴¹。

③について

日本外務省は竹島が韓国領であることを示す資料を知っていたため、英文説明資料ではことさらに韓国の領有主張を封じる説明を行ったという主張であろうが、そのような資料の存在は確認できない。

④について

竹島は鬱陵島の属島であると強調したいのであろう。しかし、鬱陵島ですら長く空島政策が続き朝鮮人の居住は 1880 年代初めまで許されず、1900 年になってやっと行政区画の整備が行われた。その鬱陵島よりも朝鮮本土からはるかに遠い竹島で朝鮮人が日常的に活動していたとは考えられない。竹島は鬱陵島と一体化した属島ではない。

⑤について

朝鮮で作成された 17 世紀までの地図では、「于山島」は竹島の実際の位置とは異なる場所に描かれた⁴²。1711 年の朴錫昌による「鬱陵島図形」で描かれた「于山島」や、1899 年に大韓帝国学務部編輯局が刊行した「大韓全図」の「于山」は、鬱陵島東側近くにある竹嶼であって竹島ではない⁴³。なお、1770 年の『東国文献備考』などの官選文献にある「于山」についての記事は「元禄竹島一件」の時の安龍福の供述に由来するものであるが、当時の朝鮮政府は彼の言動は政府と無関係と述べており、竹島が朝鮮領であった根拠にはならない⁴⁴。

⑥について

田中阿歌麻呂「隠岐國竹島に關する地理學上の智識」(『地學雜誌』18-6(東京地学協会 1906 年 6 月 東京))や『朝鮮水路誌 第 2 改版』(水路部 1907 年 3 月)の「韓人之ヲ独島ト書シ」という竹島についての記述は、1904 年 9 月 25 日付の「軍艦新高行動日誌」の記述によるのであろう。「軍艦新高行動日誌」には、「韓人之ヲ独島ト書シ」は鬱陵島で「リアンコルド岩実見者ヨリ聴取リタル情報」とあり⁴⁵、この「実見者」は日本人と考えられる。「独島」は朝鮮人が作成した資料、とりわけ公的文書に見られた呼称ではなく、「鬱陵島には朝鮮名があるがリアンクール岩にはなく (there is a Korean name for Dagelet, none exists for the Liancourts Rocks)、そして朝鮮で作成された地図には見られない」という説明は不自然ではない。

「独島」という語句を含む 1906 年 3 月の鬱島郡守沈興澤の報告が韓国で知られることになったのは、1947 年 6 月 17 日付の慶尚北道知事から南朝鮮過渡政府民政長官宛「鬱陵島所属獨島領有確認の件」に添付され、新聞報道されたことによる⁴⁶。よって、英文説明資料の作成者が「独島」とい

⁴¹ 中野徹也「地理的近接性に基づく領域権原の可能性」(第 4 期島根県竹島問題研究会編『第 4 期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』2020 年 3 月) 121 頁。

⁴² 池内敏『竹島問題とは何か』(名古屋大学出版会 2012 年 12 月) 235～236 頁。

⁴³ 前掲註 (40)『竹島問題 100 問 100 答』90～91 頁。

⁴⁴ 塚本孝「竹島領有権をめぐる韓国政府の主張について - 政府広報資料『韓国の美しい島、獨島』の逐条的検討 - 」(『東海法学』52 東海大学法学部 2016 年 9 月 平塚) 81～83 頁。

⁴⁵ 「軍艦新高行動日誌 (5)」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09050456700、明治 37 年 8 月 6 日～明治 37 年 9 月 9 日 66 コマ。

⁴⁶ 拙稿「竹島問題に関する韓国の主張の形成過程 - 1947 年と 1996 年の言説の検証 - 」(第 5 期島根県竹島問題研究会編『第 5 期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』2023 年 12 月) 68～69 頁。韓国人の多くが竹島

う名称を知る機会にはなかった。なお、韓国人が竹島の古称とする「于山島」は 1953 年、「三峰島」は 1948 年、「可支島」は 1953 年が初出と考えられる⁴⁷。

そして、次の事実も重要である。米国務省は 1951 年 7 月に駐米韓国大使から対日平和条約で韓国領とするよう要求された Dokdo について調査したが、「ワシントンのあらゆる資源に当たったが」特定できなかった⁴⁸。ほぼ同時期に同様の要請をされたオーストラリア外務省も、DOK DO について「我々の持っているどんな朝鮮の地図でも探し出すことができない」と述べた⁴⁹。米豪両国の外交担当者にとって「独島」という名称は存在しなかった。

⑦について

1900 年 10 月 25 日付に発布された大韓帝国政府の勅令 41 号は鬱陵島を「鬱島」と改称し、郡として江原道に所属させ、その管轄区域を「鬱陵全島と竹島・石島」とするものであった。韓国はこの「石島」が竹島であると主張するが、「石」についての独自の解釈によるその説明に説得力はない。また、発布前に諮られた「鬱陵島を鬱島と改称して島監を郡主と改正に関する請議書」では鬱島郡の範囲を「縦可八十里横為五十里」としているが、この範囲に竹島は入らない（「横為五十里」は約 21km であるが竹島は鬱陵島から 90km 近く離れている）⁵⁰。勅令 41 号の「石島」は竹島ではない。

⑧について

明治時代の日本人の竹島での採介藻は 1890 年まで遡ることができ、1897 年頃からアシカ猟のために竹島に渡島するようになった⁵¹。1904 年がはじまりということではない。

⑨について

1905 年作成と考えられる「竹島海驢実況覚書」（『竹島関係資料集第二集 島根県所蔵行政文書一』（島根県総務部総務課 2011 年 2 月 91～95 頁））には、出猟者 8 組の内訳は、隠岐 6 組、山口県 1 組、鳥取県 1 組と記録されている。人夫 70 人のうち 16 人が朝鮮人とあるので、鬱陵島の朝鮮人を雇用したのであろうが、当時のアシカ猟が「鬱陵島からのみ出漁・操業が可能」であったということではない。日本統治期においても竹島の漁猟を鬱陵島住民が独占したわけではないことは諸研究で明らかである⁵²。なお、1883 年の日朝貿易規則（「朝鮮国ニ於テ日本人民貿易規則」）第 41 款により、当時鬱陵島が属していた江原道での日本人の漁労は認められていた。

⑩について

1905 年 1 月 28 日、日本政府は竹島を島根県の所属とし、隠岐島司の所管とすることを閣議決定した。同年 2 月 22 日、島根県知事は竹島を隠岐島司の所管とすることを告示した。島根県知事の告示には、日本が竹島を「自国領に編入させ」たとは書かれていない。なお、『島根県報』は 1916

の存在を知るきっかけとなった「鬱陵島所属獨島領有確認の件」の提出と英文説明資料の作成がほぼ同時であったことに何らかの関連性があるかは不明である。

⁴⁷拙著『竹島問題の起原 - 戦後日韓海洋紛争史 -』（ミネルヴァ書房 2018 年 4 月 京都）242 頁。

⁴⁸前掲註(17)「竹島に関する英文説明資料（1947 年外務省作成）をめぐる」63 頁。

⁴⁹前掲註(17)「サンフランシスコ平和条約における竹島の取扱いについて」61 頁。Amendments to Draft Japanese Peace Treaty 27th July, 1951 (NAA, Item ID: 140412, Japanese peace settlement)。

⁵⁰「韓国の主張を見てみよう」（内閣官房領土・主権対策企画調整室ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/taiou/takeshima/takeshima01-04.html>）。

⁵¹川上健三『竹島の歴史地理学的研究』（古今書院 1966 年 8 月 東京）203 頁。

⁵²たとえば、拙稿「戦前の竹島・鬱陵島間海域におけるサバ延縄漁業試験について」（『島嶼研究ジャーナル』5-2 2016 年 3 月）58～60 頁、井上貴央「1941 年の撮影と判明した竹島でのアシカ漁師の集合写真」（同前 11-2 2022 年 3 月）。

年4月1日からの刊行であって、1905年にはまだない。

⑪について

中井養三郎が1904年9月に「りゃんこ島領土編入並ニ貸下願」を内務・外務・農商務三大臣に提出した時には、竹島が大韓帝国領ではないかという彼の誤解は解消されていた。彼は海図「朝鮮全岸」に竹島が掲載されているため同島を朝鮮領ではないかと思っていたが、肝付兼行海軍水路部長に海図は版図を示すものではないと説明されたためであった⁵³。

「日本政府は独島が韓国領だということを知っていた」というのは、1870年の「朝鮮國交際始末内探書」や1877年の「太政官指令」を根拠としているのであろう。前者には「竹島松島朝鮮付屬ニ相成候始末」という調査項目があるが、それに対する報告本文に竹島（江戸時代の名称では「松島」）が「朝鮮付屬」になった経緯が書かれているわけではなく、「松島」についての書類はないと答えたのみであった⁵⁴。これでは「日本政府は独島が韓国領だということを知っていた」ことにはならない。

後者の「太政官指令」については、近年の研究の進展⁵⁵により、「太政官指令」は鬱陵島を対象としたもので竹島とは関係ないことが明らかになっている。なお、仮に「太政官指令」の「竹島外一島之義 本邦関係無之義ト可相心得事」が現在の竹島を日本と関係ないとしたものとしても、それで「独島が韓国領」になるわけではない。日本領でないことと朝鮮領であることは異なる。

⑫について

竹島の島根県編入は、1905年2月24日付『山陰新聞』、同年6月1日付『読売新聞』、同年6月16日付『東京二六新聞』、さらには「帝國新領土竹島」（『地學雜誌』17-4 1905年4月）で報道されており、大韓帝国政府がそれを知る機会がなかったとは考えられない⁵⁶。

「1906年に鬱陵島郡守の報告でやっと事態を把握した」とあるが、鬱島郡守（「鬱陵島郡守」ではない）沈興澤が1906年3月の島根県視察団の鬱陵島訪問によって竹島編入を知ったこと自体、竹島が大韓帝国の版図にはなかったことを示す。1905年8月の島根県知事一行の竹島視察を沈興澤が政府に報告した記録はない。それ以前から行われていた日本人の竹島での漁獵についてもそれを規制した記録もない。これらは1900年の勅令41号で鬱島郡守の竹島管轄を定めたという韓国の主張と矛盾する。

なお、沈興澤は視察団退去後に、下線部⑥への指摘でも触れた、江原道觀察使への報告を作成した。その書き出しに「本郡所属独島は本郡の外洋百余里にあります」とあり、「独島」の位置すらあいまいである。そして、この報告に勅令41号の「石島」という呼称はない。

⑬について

「外交権は剥奪された」ことの結果として、大韓帝国政府は1905年2月の竹島の島根県編入を一年後まで知らなかったという趣旨なのか、知ったけれども抗議できなかったという趣旨なのか判然としない。前者とすれば、1905年11月17日締結の第二次日韓協約で日本が大

⁵³塚本孝「奥原碧雲竹島関係資料（奥原秀夫所蔵）をめぐって」（竹島問題研究会編『竹島問題に関する調査研究 最終報告書』2007年3月）63～66頁。

⁵⁴塚本孝「朝鮮國交際始末内探書再考」（『島嶼研究ジャーナル』12-1 2022年10月）6～7頁。

⁵⁵竹島資料勉強会『竹島資料勉強会報告書 「明治10年太政官指令」の検証』（公益財団法人日本国際問題研究所 2022年3月 東京）、拙稿「新局面を迎えた「太政官指令」問題研究」（前掲註(46)『第5期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』）。

⁵⁶前掲註(40)『竹島問題100問100答』88～89頁。

韓帝国の外交権を接收したことと、大韓帝国政府が竹島編入を知らなかったことの因果関係の説明が必要であろう。

後者とすれば、それは成り立たないことが、次の例ですでに明らかになっている。1906年2月の韓国統監府設置以降、大韓帝国政府は統監府に対して種々の案件について照会することができた。たとえば、慶尚北道の竹邊での日本海軍望楼跡地の不正売買を疑った大韓帝国政府は統監府に照会し、統監府は同年4月に売買は行われていないことを回答した⁵⁷。竹島の島根県編入について大韓帝国政府は統監府に対して抗議できたが、抗議しなかったのが実態であった。

⑭について

沈興澤の報告の概略を記した記事として、(a)1906年5月9日付『皇城新聞』の「雑報：鬱倅報告内部」、(b)1906年5月1日付『大韓毎日申報』の「雑報：無變不有」、(c)黄玄による『梧下記聞』と『梅泉野録』の記述があることが知られる。これらの諸記事に「当時の韓国の言論の激烈な反発と反応」を見出すことはできない。(b)の記事は沈興澤の報告を受けて大韓帝国政府が発した1906年5月の「指令第三号」に言及しているという言説もある⁵⁸が、「指令第三号」は「独島」が日本領という話は根拠がないとしてさらに調査を指示したもので、日本に抗議した記録ではない。

⑮について

この文言は、1943年の米英華三国首脳によるカイロ宣言の「日本国は暴力及び貪慾により日本国が略取したる一切の地域より駆逐されるべし」に由来する。しかし、1950年7月に米国務省作成が作成した12月草案の注釈書には、竹島は「暴力と貪欲によって奪われた」のではなく（略）日本に残すことが条約交渉で疑問とされることはないであろうとあった⁵⁹。そもそも、この文言の前提となる、1905年以前に朝鮮半島にあった政府が竹島を行政区域に組み入っていた記録はない。そのことは韓国政府も『獨島問題概論』（韓国政府外務部 1955年）で認めている（13～14頁）。よって、竹島は日本が「暴力と貪欲で略取した地域」ではない。

なお、『獨島問題概論』刊行時には、勅令41号の「石島」を竹島とする主張はまだ生まれていない。韓国が勅令41号を根拠として主張し始めたのは、発布から六十年以上も後の1960年代後半であった⁶⁰。韓国人の多くが竹島の存在を知った1947年には「独島」の「石島」語源説がすでにあっただにもかかわらず、それと勅令41号が約二十年間も結びつかなかったのは奇妙である。勅令41号は根拠にならないと思われていたと考えるのが自然である。

以上、鄭秉峻の批判は事実に基づくものではない。

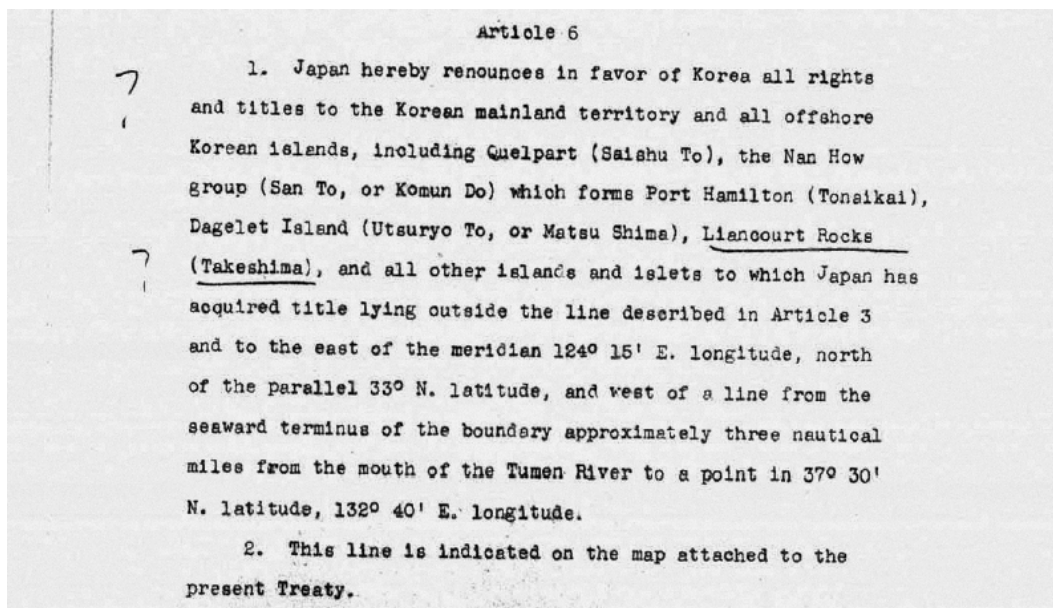
⁵⁷前掲註(40)『竹島問題 100 問 100 答』92～94 頁。前掲註(17)「韓国政府による竹島領有根拠の創作」63～64 頁。

⁵⁸愼鍾廈『独島の民族領土史研究』（知識産業社 1996 年 8 月 ソウル 韓国語）229 頁。

⁵⁹前掲註(17)「サンフランシスコ平和条約における竹島の取扱いについて」46～48 頁。COMMENTARY ON DRAFT OF PEACE WITH JAPAN (NARA, RG59, Central Decimal File 1950-54 Box3006, 694.001/7-1850)。

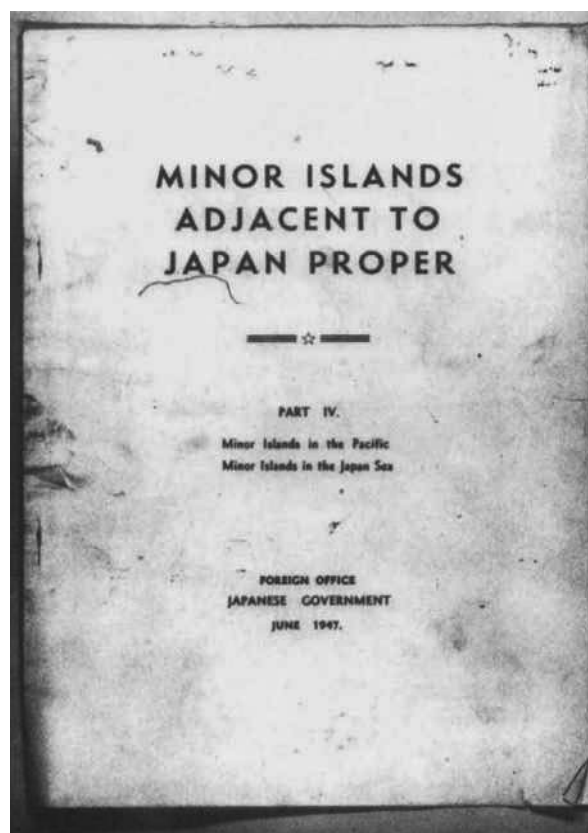
⁶⁰前掲註(55)『竹島資料勉強会報告書 「明治 10 年太政官指令」の検証』157～159 頁。

〔画像4〕 1949年11月2日付草案中の日本が放棄する朝鮮の島を定めた第6条



国立国会図書館憲政資料室所蔵

〔画像5〕 英文説明資料第IV部表紙



国立国会図書館憲政資料室所蔵

